

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成31年3月8日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 市民課の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成31年1月31日から平成31年2月15日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 申請書類の処理において、受付印等の押印漏れ、公用申請における公印省略、申請書氏名欄の記載漏れ、氏名確認書類の添付不足等の不備が見られるため、関係規程に基づき適正な事務処理に努めること。	1. 申請書類の処理につきましては、関係法令、事務処理要領に基づき処理し、適正な事務処理に努めます。